

2025 年 6 月 6 日

第 35 回新しい資本主義実現会議
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版案」に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現**【成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着】**

- 2 年連続で 5 % 台の賃上げが実現したものの、現下の物価は政府・日銀が目標とする 2 % を上回り、1-3 月期の GDP はマイナス成長に陥るなど、新しい資本主義のグランドデザインでめざしてきた好循環には至っていない。米国の関税政策などにより将来の不確実性に対して不安を抱く産業・国民が増えてきている。将来不安によって多くの人々が生活防衛と企業防衛に徹するようになれば、「歴史的チャンス」は失われる。「現在、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』へと移行できるか否かの分岐点」との現状認識はその通りであり、今が正念場という危機感をもって力強いメッセージを打ち出し、スピード感をもって賃上げを起点とする成長型経済を実現していくべきである。
- 生活向上を実感できる賃上げを早急に実現すべきである。日本全体の実質賃金を今年中にプラスに浮上させ、来年には実質 1 % 上昇に近づけ、再来年以降は実質 1 % 以上の賃上げを継続することでノルムの定着をめざすべきである。
- 労働組合のない中小企業・小規模事業者の賃上げ率は 5 % 未達のところも多く、賃上げのすそ野を広げ、かつ、持続的な賃上げができる環境整備が不可欠である。「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」をはじめ本実行計画に盛り込まれている支援策などは、来年度予算を待たず、速やかに実行できるよう努めていただきたい。

【デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し】

- 医療・介護・保育・福祉等を担う人材を確保するには、現場で働くすべての人が、安心して働き続けられるよう、賃金の引き上げをはじめとする処遇改善と労働環境の改善が必要不可欠である。2024 年度に、公定価格に賃上げのための加算などが講じられたが、全産業平均との賃金格差を踏まえると決して十分とは言えない。本改訂版に盛り込まれた「現場で働く幅広い職種の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」との方針に沿って、現場を担うすべての労働者のさらなる賃上げが可能となるよう、国としてさらなる施策を実行していく必要がある。

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進**【地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進】****【人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進】**

- 副業・兼業に関するハローワークでのマッチングについて、「長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知」と記載されているが、留意点の周知にとどまらず、長時間労働にならないよう適切に指導・対応することが重要である。また、地方公務員の副業・兼業については、労働者自身の自由意志により

副業・兼業に従事することや、「働き過ぎ」防止のための健康確保措置などが必要であり、地方自治体が地域の実情に即して自ら決定すべきである。

【最低賃金の引き上げ】

- 米をはじめとする食料品や生活必需品などの物価高により最低賃金近傍で働く人の生活は厳しさを増している。最低賃金の大幅な引き上げをめざすことは必要不可欠であるが、今年度の地域別最低賃金の引き上げは、最低賃金法にもとづき、公労使三者構成の最低賃金審議会で議論を尽くすべきである。

III. 投資立国の実現

【新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し】

- 労働集約産業であるクリエイター・コンテンツ産業の価格転嫁は、労務費が材料費と比して数値化が難しいこと、発注者側との力関係の差が相まって、価格交渉が困難な実態にある。同様に労働集約産業である建設業やトラック運送業の適正原価制度に倣い、国として具体的な基準を示すべきである。

【GX・DXの着実な推進】

- A Iは社会経済システムに大きな変革をもたらす一方で、偽・誤情報等や偏見の助長等の様々なりスクも指摘されており、不正目的の開発のみならずバイアスや差別を伴った形での活用についても実態の分析・対策が必要である。
- A I関連人材の確保・育成については、教育の振興や学生を含めた若手人材の育成とともに、雇用形態や企業規模に関わらず、構造変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すべきである。
- サイバーセキュリティについて、現在ガバメントクラウドに採用されているクラウドサービスは、すべて外国企業が提供するものである。情報システムの安全性を強化する観点からは、改訂版案に記載の取り組みとともに、機密性の高い情報から国産クラウドサービスの採用を進めていく必要がある。

【PEファンド等への成長投資の強化】

- 年金積立金は、被保険者から徴収された保険料の一部であり、将来の保険給付の貴重な財源となるものである。専ら被保険者の利益のために、長期的な観点で安全かつ効率的に行われるべきであり、PEファンド等への成長投資の強化を目的に、年金積立金を活用すべきではない。

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

【女性の活躍推進】

- 特に地方に根深く残る固定的性別役割分担意識が若い女性の流出につながっている現状を踏まえ、各自治体が地域の働き方・職場改革を起点として地域社会の変革に取り組むにあたっては、家族間・社会における慣習や慣行の見直しのための取り組みを実行していくことが不可欠である。

VII. 資産運用立国の取組の深化

【家計の安定的な資産形成】

- 金融資産などへの投資は余剰資金によって行われるべきものである。諸外国と比して長らく賃金が上がって来なかったわが国において、貯蓄にさえ十分に回せない層が多く存在することを認識し、若年層の資産形成の入り口である貯蓄の重要性にも触れるべきである。

- 企業年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保をはかるための制度であり、老後に向けた資産形成を促進する観点から、雇用形態や企業規模に関わらず、すべての労働者が制度適用されるよう普及をはかるべきである。

以 上